

「科学技術政策」とは何か

小林信一 こばやし しんいち

科学技術イノベーション政策アナリスト

2018年は、科学研究費助成事業(いわゆる「科研費」)の前身である科学研究奨励金制度が1918(大正7)年に自然科学奨励金として創設されて百周年にあたる。日本政府が科学研究の振興に取り組むようになって1世紀が経った。それでは科学技術政策(science and technology policy)が百年の歴史をもつのかというと、そうではない。科学技術政策とは別に、伝統的に科学政策(science policy, 学術政策と訳すこともある)、研究政策(research policy)などと呼ばれてきた政策分野がある。これらは各国の制度や歴史を背景として登場してきたため多様であり、共通の定義や呼称はないが、主として大学や学術研究機関の研究活動の支援を目的とした政策を指し、欧州を中心に、科学技術政策が登場するかなり前から、実質的には存在していた。大正期の科学研究奨励金制度も、科学政策または研究政策分野の施策であった。今日でこそ、科学技術政策は科学政策や研究政策を包含するものと理解されているが、当時の科学政策や研究政策は、芸術振興と同様の文化政策、または大学に対する教育政策の一分野であった。一方、科学技術政策は、国際的にみると1960年代から70年代に、伝統的な科学政策や研究政策とは異なる概念として成立した。それでは「科学技術政策」とは何か? 概念の成立過程を振り返ることで、科学技術政策の特徴について考えたい。

1. 科学技術政策概念の登場

1.1. 「科学技術政策」以前

科学も技術も歴史は古い。ギリシア時代には、近代科学そのものではないが、既にその萌芽があ

ったことはいうまでもない。国家と科学技術研究の関係については、大航海時代の初期、ポルトガルのエンリケ航海王子(1394~1460年)が、航海術や造船の研究や教育をするリサーチパークならぬ“研究村”を作って国営の研究事業を実施したという話も伝わっている。日本でも国営の研究事業は、江戸時代末から存在していた。また、文化政策、教育政策として、国家が大学などの研究活動を支援することは、欧州や日本では19世紀末以降に始まっていた。しかし、これらは、国営の研究事業や文化政策ではあっても、今日的な科学技術政策とは異なっている。

科学技術政策は、第二次世界大戦中にその萌芽が見られる。日本では、太平洋戦争を目前にして、「科学技術」という語が初めて政策文書に登場した。第二次近衛内閣における「科学技術新体制確立要綱」(1941年5月27日閣議決定)である(ただし、「科学技術」という語はそれ以前から使われていたといわれる)。だが、本格的に一つの政策として確立していくのは、第二次世界大戦後の科学技術行政協議会(STAC、後に科学技術庁へ改組され、さらに文部科学省へ統合されることになる)の設置(1949年)以降である。ここで行政機関名として初めて「科学技術行政」が用いられた。科学技術政策の黎明である。

米国でも、今日の科学技術政策の原型は、第二次世界大戦下の科学動員やそれに続く科学技術の戦後体制の構築の中で形成されてきた。その契機となったのが、原爆開発計画として有名なマンハッタン計画(1941~46年)である。マンハッタン計画の初期には巨額を投じて基礎研究を推進した。このために大学の科学者が大量に動員され、一部の大学には連邦政府からの研究資金で運営される大

規模な研究組織が設置された(これが、後の研究大学の基盤となった)。欧州の大学は実質的に国営大学であるか、公的資金によって運営される公的機関であったのに対して、米国では私立大学が先行したこともあり、もともと大学と連邦政府の結びつきは弱かった。しかし、戦時下における動員という特殊事情が、米国における大学の研究開発と連邦政府を結びつけることになった。

1.2. ブッシュの「科学技術政策」と科学技術政策の黎明

マンハッタン計画は原子爆弾などの開発に成功したが、第二次世界大戦の末期になると、マンハッタン計画での成功経験を、戦後の国家運営でも生かしたいと考えられるようになった。マンハッタン計画を行政サイドから支えた中心人物は元MIT教授のブッシュ(Vannevar Bush)である。1944年にルーズベルト大統領は、ブッシュに対して平時における科学動員のあり方を諮問した。それに応えて1945年7月に報告されたのが“Science: The Endless Frontier”(以下「ブッシュ報告」)である。ブッシュ報告は、第二次世界大戦後の米国の科学技術政策の基本文書として最も著名で、重要なものである。報告は、国家が基礎研究を支援し、研究基盤を構築することが、健康、安全保障、雇用確保などの平時の社会目標の実現に寄与するという考え方を示した。さらに、研究開発に対する支援事業を一般の行政活動から独立させ、研究資金の配分を一元的に担う組織を連邦政府内に設置し、資金配分を研究者集団の自己決定と自己規律に委ねることを提案した。

ブッシュ報告は、その後の科学技術政策を特徴づける重要な要素を含んでいる。すなわち、行政による研究活動に対する資金援助が、国家の必要のための研究活動とその基盤としての大学の研究活動の両方を満足するものであること、このために研究資金配分の決定過程に、研究者集団によるピアレビューを組み込み、一般の行政から一定の距離を置きつつ資金配分するという仕組みを構築することである。研究資金配分を研究者集団の自

律的決定に委ねることは、行政上の飛び地ができることを意味する。飛び地である研究資金配分機関は、研究者集団による自律的決定を取り込むことによって、国家の代理人(エージェント)であると同時に研究者集団の代理人の両方の性格を有することになる*1。つまり、国家に対しては、健康、安全保障、雇用確保などの国家的な研究開発目標の達成を目指す機関としての顔を見せ、研究者集団に対しては、大学などにおける基礎研究の振興の役割を果たす機関としての顔を見せる。このような説明をすると、国家と研究者集団の両方を手玉にとって立ち回る老獪な役者をイメージするかもしれないが、現実にはそのようなケースは稀であろう。むしろ、政治(または行政)と科学という、使う言葉や行動原理が異なる二つの世界の間で、適切に通訳することで両者を円滑に結びつける役割を担う。このような代理人がいないと、国家と研究者の間の交渉は煩雑になるか、煩雑さを避けるために適切でない関係(ボス支配、癒着など)が形成されるかであろう。

このような奇抜で巧妙な仕組みを考案したのは、マンハッタン計画では研究者の自律性に委ねる方式が成功したという経験にもとづくものだと思われる。元大学教授であるブッシュは軍事的研究開発を目的とするマンハッタン計画を、少なくともその初期の基礎的研究段階において、国防部門から切り離し、大統領府直轄事業として推進することを選んだ。このような体制は一見すると不自然な印象を受けるが、大学での研究経験のあるブッシュとしては、優れた研究者の自律性に委ねること、換言すれば、研究開発の推進については研究のことを一番よく知る研究者に任せることが成功への近道であると考えていたのであろう。

ブッシュ報告の提言は、そのまま実現したわけではない。紆余曲折を経て、1950年の国立科学財団(National Science Foundation)の設立などを経て、連邦政府の科学技術政策体制が実質的に確立した

*1—同時に、二つの主人(プリンシパル)の代理人として振舞う組織を境界組織(boundary organization)という。

が、研究資金配分機関の一元化は実現しなかった（そのため、米国には今日に至るまで、科学技術政策を一元的に所管する官庁と担当長官は存在しない）。しかし、研究者集団によるピアレビューを組み込み、一般の行政から一定の距離を置いた機関が研究資金を配分するという仕組みにより、国家的目標の達成のための研究開発とその基盤としての大学などの研究活動の振興を同時に実現しようとするアプローチはその後、米国のみならず、世界各国の研究資金配分のモデルとして普及していった。また、この点が、大学などの研究活動の振興のみを目的とする文化政策や教育政策の一環である伝統的な科学政策、研究政策と、科学技術政策とを区別する重要なポイントになっている。

1.3. 科学政策の多義性

このように米国は科学技術政策のモデルを世界に提供したが、米国自身は科学技術政策を国政における固有の一分野として位置づけるには至らなかった。一方、1960年代以降、国際的に科学技術政策に対する関心が高まり、科学技術政策概念の確立に向けた動きが徐々に進むことになる。その舞台となったのがOECD（経済協力開発機構）である。当時の様子を英国の科学技術政策の専門家であり、OECDの科学担当局長などを務めたキング（Alexander King）が小冊子に著している*2。

キングによると、実質的に科学技術政策とみなしうる政策は以前から存在していたが、science policyの語が各国の制度の中に登場し始めたのは1947年から1955年にかけてだという。しかし、当時はその意味は多様かつ曖昧であった。キングによると、当時非英語圏では、scienceは知識knowledgeとほぼ同義であったという。scienceの語源であるラテン語scientiaは知識を意味する。知識としてのscienceは自然科学のみならず、人文・社会科学を含むので、science policyというときの対象は広がる。日本語で学術政策と訳す

感覚に近い。

一方、英語圏では、scienceを自然科学に限定するケースが多く、日本語で科学という場合のニュアンスに近い。science policyの対象は、自然科学（のちに社会科学も含むことになる）と応用科学applied scienceとしてのtechnologyの両者を対象としてきた。非英語圏の場合、science policyはtechnology policyとは区別されたと推測されるが、英語圏の場合はscience policyは暗黙のうちにtechnology policyを含むか、あるいはscience policyとtechnology policyは連続的に捉えられていたと思われる。なお、基礎研究(basic research)に対する応用研究(applied research)という概念は、すでにブッシュ報告にも登場していた。appliedやapplicationという語は、技術を科学の延長上に位置づける働きをもつ。

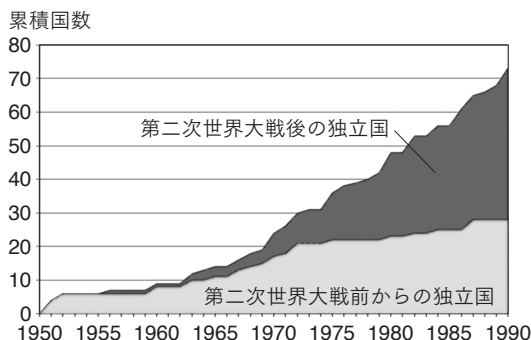
後述のブルックス報告によると、当時、科学が発展するために研究者集団の自律性が必要であるのと同様に、技術開発においても自律性が必要だと考えられており、technology policyは基礎研究のための科学政策と似たものだと考えられていたという。このような時代背景の下で、「科学のための政策」のみならず「技術開発のための政策」を含むものとしての「科学(技術)政策」概念が国際的に成立していくことになる。

1.4. 世界各国への科学技術政策の広がり

このような、必ずしも共通理解が形成されていなかった科学や技術に関する政策の黎明期に、OECDは、科学技術政策の概念の確立を目指して、1963年にはじめて科学担当大臣会合を開催した。ところが、科学担当大臣会合と言いながら、科学技術担当大臣がいたのはOECDの加盟国中4カ国のみであり、他国は教育担当大臣が出席していたという。当時はまだ多くの国で、科学技術に関する政策は文化政策、教育政策の一分野として位置づけられていたにすぎなかった。しかし、その後1970年代にかけて、OECD加盟国に科学技術担当大臣が次々と登場する。

世界各国で、いつから科学技術政策担当大臣が

*2—Alexander King, "Science and Policy - The International Stimulus," Oxford University Press, 1974.



図一 科学技術担当大臣の設置国の増加 (1951~1990年)
 データ出典)Yong Suk Jang, "The Worldwide Founding of Ministries of Science and Technology, 1950-1990," Sociological Perspectives, 43(2), Summer 2000, p. 265 にもとづき筆者作成。
 なお、各国の行政組織の設置形態が多様であること、政局が不安定な国も少なくないこと、データソースとなった資料が年報であることなどの特性から、設置年を正確に把握することが困難な場合もある。そのため誤差もあると推測されるが、トレンドは概ね正しく表現されている。

大臣として位置づけられるようになったかという論文がある。図は、その論文が整理したデータにもとづいて、1950年から1990年までの間に、科学技術担当大臣の設置国が増えていく様子を示したものである。1960年には科学技術担当大臣の設置国は10カ国に満たなかった。その後1970年代前半にかけて、第二次世界大戦前から存在していた古くからの独立国を中心に科学技術担当大臣が設置されていった。1970年ころから、第二次世界大戦後に独立したアジア、アフリカの新興国を中心に、科学技術担当大臣を設置する動きが急速に進み、1980年以降は科学技術担当大臣を有する新興独立国が古くからの独立国を上回り、1990年時点では古くからの独立国が28カ国に対して、新興独立国が45カ国となった。

このことは、新興国が科学技術に多大な期待をかけたこと、科学技術を国家のトップレベルの政策として位置づけることに熱心であったことを示している。新興国にとっては、例えば、旧宗主国の庇護から離れて、先進国が開発した技術を導入して国内に近代産業を育成し、先進国に伍して経済発展すること、あるいは近代医学を導入して国民の健康を向上し、国民の生活水準を向上させることなど、国家建設のために科学技術を役立てた

いという切迫したニーズがあったのだらうと思われる。もちろん、新興国であっても、文化としての科学、大学教育の一環としての科学の発展に対する期待、それらを通じた人材の育成に対する期待もあったらう。しかし、古くからの独立国を凌ぐ勢いで科学技術担当大臣が増えていったのは、科学技術、とくに技術を国家建設の重要な手段と捉えていたからであろうことは想像に難くない。

1.5. 発展主義国家と産業政策

日本の科学技術政策を知る立場からは、欧米で科学政策が技術政策を取り込む形で科学技術政策へと発展していくことには違和感を抱くかもしれない。日本で言えば、当時の文部省が技術政策に乗り出すようなもので、通産省の仕事の一部を文部省が取り込むような話だからだ。欧米諸国と異なっていて、日本にはもともと技術政策(産業技術政策)が科学政策とは別に存在していたのであり、文部省が技術政策に乗り出す必然性はなかった。しかし、欧米の多くの国では、伝統的に政府は市場に介入すべきではないと考える傾向があり、その結果、産業政策や産業技術政策には消極的で、発展しなかった。そのため、技術政策が必要だということになると、科学政策に接ぎ木をするように技術政策を位置づけることになり、それが科学技術政策へとつながっていくことになる。

一方、西欧の科学の伝統がほとんどない新参者にすぎなかった日本では、国家が産業技術開発に介入し、結果的に経済発展を達成し、欧米諸国と比肩するまでになった。こうした発展経過を辿った日本は、西欧の伝統からは異質な存在であると理解されるようになった。このような欧米と日本の違いを議論した一人が、ジョンソン(Chalmers Johnson)である*3。ジョンソンは、米国のように、政府は「市場の失敗」*4の調整機能をもつら担

*3—Chalmers Johnson, "MITI and the Japanese Miracle: the Growth of Industrial Policy, 1925-1975," Stanford University Press, 1982. 邦訳書(チャーマーズ・ジョンソン(矢野俊比古監訳)『通産省と日本の奇跡』、ティビーエス・ブリタニカ、1982)

*4—研究開発のような分野では、市場に委ねると、過少投資

うべきで、積極的に市場に介入すべきではないという原則に従って行動する国を規制主義国家(regulatory state)と呼んだ。この対極にあるのが第二次世界大戦後の日本である。ジョンソンは、日本の通産省と経済発展の歴史を分析し、発展主義国家(developmental state)という概念に到達した。産業化が遅れた国では、産業化を市場に委ねるのではなく、政府が人的物的資源を動員して産業化を牽引する政策を採用することがあり、このような原理で行動する国を発展主義国家と呼んだ*5。

日本の産業技術政策が日本の経済発展に貢献したという海外からの指摘はほかにもある。『イノベーション政策—産業技術革新を求めて—』(パピット, ウォルカー著, 島弘志ほか訳, 産業調査会, 1978)の「日本語版の発刊によせて」でパピットは、日本が技術政策と産業政策を統合し、産業政策の一環として産業技術政策を位置づけたこと、一方、原子力や宇宙, エレクトロニクスなどの大型技術開発に政府の研究開発資源を過度に集中させなかったことをよいことだと評価している。この評価の背景には、欧州諸国では、技術イノベーションに対する関心が高かったものの、政府は原子力, 宇宙などの国家プロジェクトに傾注し、産業界の技術イノベーションを支援する政策がうまく機能しなかったという事情があった。

新興国が期待したものは、西欧的な科学政策や規制主義国家としての技術政策というよりは、国家の発展に貢献する科学技術の振興であり、日本のような発展主義国家の姿だったのではないか。ただし、科学政策の歴史も産業技術政策の歴史もないという現実が新興国を駆り立てて、一足飛びに科学技術政策を導入していったのではないか。伝統的な科学政策とは異なる科学技術政策の性格

の一端が、ここにも特徴的に現れている。

2. 科学技術政策概念の成立

2.1. ブルックス報告

前述のように、科学技術政策の概念がいまだ明確ではなく、しかし、その黎明期にあった1960年代以降、OECDは科学技術政策の明確化のための活動を進めた。その中でも、科学技術政策の概念の確立に大きい貢献をしたのが、1969年に設置された「科学政策の新概念に関する専門部会」(Ad Hoc Group on New Concepts of Science Policy)である。米国の科学技術政策の専門家として著名なブルックス(Harvey Brooks)を議長とする専門部会は、科学政策の概念や内容、課題について整理し、1971年に報告書*6を発表した。これがブルックス報告である。

科学技術政策と言わず、科学政策と表現しているのは、変化の途上にあることを如実に示している。報告は、「簡略化するため「科学政策(science policy)」というが、自然科学, 社会科学と技術のための政策を意味するものである」とし、ここで言う科学政策が、文化政策や教育政策の一分野としての科学政策とは異なり、技術を含むものであることを明言している。

その上で、科学政策(=科学技術政策)を「科学研究に対する投資, 制度, 創造性, 活用(utilisation)に影響を与える決定を国が行う際に、十分に検討し一貫した判断を下す基礎となるもの」と定義した。さらに、この点が科学技術政策を特徴づける重要なポイントなのだが、科学技術政策には、科学のための政策(policy for science)という意味に加えて、技術発展のための政策(policy for the development of technology)という意味があり、科学技術政策の範囲には「科学研究と技術開発に対する資源の配分, 産業発展と経済成長のための戦略の基礎となる科学技術への政府の助成、さらには公共部門にお

の状態になったり、逆に過剰投資を招き、経済的に不効率な状態に陥ることがある。こうした現象を「市場の失敗」という。

*5—規制主義国家と発展主義国家は単純な二分法ではない。ジョンソン自身が同書で日本の通産省に相当する米国の機関は商務省ではなく国防総省であると指摘しており、通産省が果たした役割を国防総省が果たしていることを示唆している。また、後に国防総省その他の技術開発政策が「隠れた発展主義国家」の特性を有しているという議論も登場している。

*6—Ad Hoc Group on New Concepts of Science Policy, “Science, Growth and Society: A New Perspective,” OECD, 1971.

る諸問題への科学の適用」を含むものとしている。科学技術政策は、伝統的な科学政策のみならず、科学政策の範疇の埒外にあった技術政策、国家的目標実現のための科学技術の活用を包含する政策として規定されたのである。

なお、日本においては第二次世界大戦中から科学技術という表現が、行政上の用語として存在していたことをすでに述べたが、戦後も、もっぱら科学技術行政、科学技術振興という表現が用いられるにとどまっていた。科学技術政策という概念が政策の場に本格的に登場するのは、1970年に科学技術会議(当時)に対して「1970年代における総合的科学技術政策の基本について」が諮問された頃からだと推測される*7。なお、ブルックス報告の発表(1971年3月28日)直後に、この諮問に対する答申(「第5号答申」, 1971年4月21日)がまとめられた。両者の検討の期間は重複しており、第5号答申がブルックス報告の最終版を踏まえたものとは考えにくい、その内容においては影響を受けており、共通点が多い。科学技術政策に対する考え方の変化もその一つである。

第5号答申は、科学技術政策の「内容は、1960年代においては、…(略)…主として探索的研究開発の推進による科学技術水準の全般的向上を目指し、その成果の社会・経済の発展への寄与を期待するものであったが、1970年代においては、人間福祉の向上のための科学技術という考え方に立って科学技術の進歩の方向づけを行なうことを念頭に置きながら、社会・経済などの個々の具体的なニーズに即して、規範的に研究開発を行ない、科学技術面でこたえることが重要な内容となるべきである。」と論じている。ここで「探索的研究開発の推進」と「その成果の社会・経済の発展への寄与」は伝統的な科学政策に対応し、「社会・経済などの個々の具体的なニーズに即して、規範

的に研究開発を行ない、科学技術面でこたえること」は、技術政策、国家的目標実現のための科学技術の活用に対応している。つまり、日本においても、OECDの議論とほぼ同じ時期に、伝統的な科学技術振興から新しい科学技術政策概念へと転換したのである。

2.2. 科学技術政策の二面性:科学のための政策と政策のための科学

科学技術政策はその起源において、文化政策、教育政策としての科学政策のみならず、伝統的に科学政策とは独立に実施されてきた行政府内の必要にもとづく研究開発事業(大学や民間では実施されにくい、政府機関がその行政目的の実現に必要な研究開発を自ら実施する事業)とも密接に関連していた。ブルックス報告は、科学技術政策には、公共部門の問題と結びつけて科学を活用することも含まれると述べている。同報告では、このような科学技術政策の特徴を、科学のための政策(policy for science)と政策のための科学(science for policy)という対照的な概念によって説明している。このような二面性が、科学技術政策の特殊性の源泉となっている。

すなわち、科学技術は、政策の目的であると同時に政策の手段でもある。しかも、両者は明確には分離できないという性質をもっている。科学技術政策を科学技術の振興政策と限定するならば、かつてそうであったように、科学技術政策を文化政策、教育政策の一部として位置づける以上の合理的理由を見つけることは困難であろう。その場合、公共的目的の実現のための科学技術能力の結集は、科学技術研究の成果の活用の側面が重視され、科学技術振興政策とは独立に、個別の政策の手段として位置づけられることになるだろう。

しかし、既存の科学技術の知識そのままでは現実の政策課題に適切な知見を提供できるとは限らず、新規の研究開発が追加的に必要になる場合も少なくない。その場合、研究開発の直接的支援のみならず、研究開発のための人的物的基盤を維持する施策も必要になる。しかも、そのような活動で得られる新たな知識は、政策課題の解決に貢献

*7—諮問第1号(1959年)が「10年後を目標とする科学技術振興の総合的基本方策について」、第2号(1959年)が「昭和35年度における科学技術振興の重点方策について」であり、「科学技術振興」という表現が用いられていたが、諮問第5号では「科学技術政策」という表現に変わった。

しうると同時に、科学技術そのものの発展にも寄与しうる。したがって、個別政策分野で行われる科学技術能力の結集施策は、科学技術振興施策の性格も持ち合わせることが望ましい。現実問題としても、同一の組織や専門家が、科学技術振興の対象となる基礎的研究の担い手と、政策目的のための科学技術能力の提供者を兼ねる場合は少なくない。

そこで、科学技術振興政策と個別政策の中で取り組まれる科学技術能力の結集政策の両面をもちつつも、それらを別々の政策として扱うのではなく、包括的に対象とする政策領域として成立してきたのが、科学技術政策なのである。その意味で、科学技術政策はさまざまな分野の政策と緊密な関連をもつ横串の政策であり、各種の政策に対して科学技術の観点から共通のビジョンを掲げ、また相互の調整を図ることが課題となる。また、個別政策のために結集される科学技術は、政策的意思決定の科学化、合理化を支援する観点から、政策科学(policy science)の性格を有することになり、科学技術の専門家による政策の支援という観点から科学助言(science advisory)に結びつくことになる。

3. 科学技術政策の時代背景： 自省する科学技術へ

科学技術政策が、科学に加えて技術も対象とし、科学のための政策に加えて政策のための科学の側面も取り込むという混合的な性格によって、固有の政策として成立してきたという歴史的経過は、伝統的な科学政策などから科学技術政策への変容の核心である。ブルックス報告が示した、このような科学技術政策の特性は、今日でも各種の文献や公式文書で参照されている。

ブルックス報告も、ブッシュ報告も、基礎科学の振興と国家的課題への貢献の両者を目指した点では、共通性がある。ブッシュ報告の最大の特徴は、基礎科学の振興が国家的課題への解決につながるという楽観的な見通しにもとづき科学振興に重点をおいたことであった。ブッシュ的な政策観

は、科学のもつ力に対する人々の信頼、科学者の政治的威信、さらには冷戦を背景にして、支持を得て普及していった。しかし、四半世紀を経て取りまとめられたブルックス報告は、科学技術に対して必ずしも楽観的ではなかった。たしかに、1970年代以降に科学技術政策の概念が確立した時代背景には、新興独立国の増加とその国家建設における科学技術の役割への期待感があったこと、先進諸国においても科学技術の経済発展に対する貢献への期待感があったことは事実である。一方で、ブルックス報告は、技術発展や経済成長の副産物ともいべき環境破壊、発展途上国との所得格差、資源問題などの諸問題に言及し、さらに科学技術やその政策に対する批判的見方が存在することも踏まえた上で、社会的課題の解決への貢献、科学技術と社会の調和、テクノロジーアセスメントの必要性を訴えるなど、科学技術に対する楽観主義は影を潜めている。

つまり、国家的課題の解決への貢献が科学技術政策とその概念を成立させる重要な要素となったが、国家的課題の解決においては、科学技術に対する楽観論にもとづく技術開発や経済発展にとどまらず、むしろ科学技術の負の側面や副作用ともいべき諸問題への取り組み、科学技術と社会の調和などに力点がおかれていたことを想起すべきであろう。換言すれば、科学技術に対する自省も科学技術政策の重要な要素となったのである。このことは、改めて確認しておきたい点である。

科学技術政策はこのように、時代を背景として歴史的に形成された概念であり、時代が変われば、科学技術政策の意味すること、期待されることは変遷していく。当然ながら、ブルックス報告以降、特に1970年代末以降の経済情勢、国際情勢の変化は、科学技術政策のあり方に変容をもたらすことになる。そこで登場してくるのが、イノベーション政策である。

参考文献

小林信一「科学技術政策とは何か」『科学技術政策の国際的な動向[本編]』pp. 7-34(2011).<doi:10.11501/3050691>